

# 介護付有料老人ホームコスマスネット篠ノ井 管理運営規程

## 第1章 施設の目的及び運営の方針

### (運営規程設置の主旨)

第1条 株式会社コスマスネットが開設する介護付有料老人ホーム（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業員が高齢者に対し、適切なサービスを提供できることを目的とする。

### (施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された入居者（以下単に「入居者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように入浴、排泄、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活の援助、機能訓練及び療養上の援助を行うことを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 当施設では、明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、入居者の皆様が生き生きとした生活が送れるように、安心・安全・信頼を基本に地域密着型特定施設サービス計画に基づいて、明るい笑顔とあたたかなサービスを提供する。

- 2 当施設では、入居者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入居者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、入居者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対して日常生活又は療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともにに入居者または身元引受人の同意を得て実施するよう努める。
- 5 入居者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た入居者の個人情報については、当施設でのサービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入居者またはその身元引受人の了解を得ることとする。

### (施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 施設名   | 介護付有料老人ホームコスマスネット篠ノ井                     |
| (2) 種類    | 地域密着型特定施設入居者生活介護<br>地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護 |
| (2) 開設年月日 | 平成20年4月1日                                |
| (3) 所在地   | 長野県長野市篠ノ井会字下広沢618番地2                     |

- (4) 電話番号：026-299-6716 FAX番号：026-299-6717
- (5) 管理者名 小林 浩昭
- (6) 事業所番号 2090100153

(設置者)

第5条 当施設の設置者は次のとおりとする。

- (1) 事業者 株式会社 コスモスプラネット
- (2) 事業所所在地 長野県長野市篠ノ井会618-2
- (3) 代表者 山田 徳実

## 第2章 職員の職種、員数、及び職務内容

(従業者の職種、員数)

第6条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |                       |       |
|-----------------------|-------|
| (1) 施設長（管理者）          | 1人    |
| (2) 生活相談員             | 1人    |
| (3) 看護職員              | 1人以上  |
| (4) 介護職員              | 10人以上 |
| (5) 機能訓練指導員           | 1人以上  |
| (6) 計画作成担当者（ケアマネージャー） | 1人    |
| (7) 事務員・その他           | 適当数   |

(従業者の職務内容)

第7条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 生活相談員は、入居者及びその家族、身元引受人からの相談について適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、入居者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、入居者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員は、看護師等と共同して個別機能訓練計画を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (6) 計画作成担当者は、入居者の施設サービス計画の立案、見直しを行い、計画に沿ったサービス提供を行うことができるよう指導を行う。
- (7) 事務員は、施設運営に必要な事務作業、その他の職員は、その他施設運営に必要な業務を行う。

### 第3章 入所定員

(入所定員)

第8条 当施設の入居定員は、29人とする。

### 第4章 入所者に対するサービスの内容及び利用料、その他費用の額

(サービス内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 入浴については、週2回の入浴日を設けて対応する。健康状態等により入浴が出来ない場合については清拭等で対応する。

- (2) その他サービスについては別添の重要事項説明書及び付随する介護サービス等一覧表にて説明する。
- (3) 施設は、そのサービス提供の開始に際して、入居者ならびに身元引受人に対して管理運営規程の概要、職員の勤務体制等に関する項目を記した重要事項説明書・介護サービス等一覧表を交付し、同意を受け、入居契約書の交付、承認を受けるものとする。

(利用者負担の額)

第10条 入居者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表(重要事項説明書)により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、管理費、食費、家賃相当額(下記参照)、入居者の個別的な選択によるサービス利用料(重要事項説明書・介護サービス等の一覧表記載)、その他の費用等利用料(入居者負担金説明書に掲載)の料金により支払いを受ける。

費用	金額
家賃	69,000円 (30日計算: 2,300円/日)
管理費	45,000円 (30日計算: 1,500円/日)
食費	2,070円(日額)(消費税別) 内訳 { 朝食 590円(日額) 昼食 690円(日額) おやつ100円(日額) 夕食 690円(日額)

### 第5章 施設の利用に当たっての留意事項

第11条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設入居中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、入居者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管

理・決定できる権限を委任いただくこととする。ただし、心身の状態に影響を与えない  
と判断する場合は、入居者の嗜好に応じた食事の提供を拒むものではないとする。

- ・ 面会時間 10：00～11：00 14：00～16：00
- ・ 消灯時間 21：00
- ・ 外出・外泊 施設への届出必要。
- ・ 飲酒 心身の状態により、医師の許可が必要。
- ・ 喫煙 施設内は原則禁煙。指定の場所でなら許可。
- ・ 火気の取扱い 厳禁。
- ・ 設備・備品の利用 破損に注意。施設外への持ち出し厳禁。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み 必要に応じて居室内のみ可能
- ・ 金銭・貴重品の管理 必要に応じて施設にて管理
- ・ 宗教活動 他の入居者に影響を及ぼすような活動は禁止。
- ・ ペットの持ち込み 小動物のみ可。ただし施設の許可必要。
- ・ 入居者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」禁止。
- ・ 他入居者への迷惑行為禁止。
- ・ 各種ハラスマントの禁止 施設職員に対するパワハラ・セクハラ・カスタマーハラスマントに該当する行為については、健全な信頼関係を構築することが困難と考えられる場合はサービス提供の中止や契約の解除をおこなうなどの対策を講じる。
- ・ その他入居契約書記載事項厳守。

## 第6章 緊急時及び非常災害時対策

### (緊急時における対策)

第12条 入居者に急変その他緊急事態が生じたときは、ご家族・身元引受人及び協力医療機関医師に連絡を行い、医師の判断により救急搬送の必要な場合は救急車を要請し病院へ搬送する。

### (非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
  - (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
  - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
  - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
  - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
  - (6) 防火管理者は、火災や地震、暴風雨災害などを想定した消防計画・水防計画を作成し、年2回以上の避難・救出その他必要な訓練をおこなう。
    - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上  
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
    - ② 入居者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
    - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

#### (身体拘束について)

第14条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の管理者が主治医に相談及び助言を仰ぎ、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録に記載する。

2 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体拘束等の適正化の指針を整備する
- (2) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

#### (虐待の防止に対して)

第15条 管理者は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年1回以上）
- (2) 利用およびその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

#### (業務継続計画の策定等)

第16条 感染症の拡大や非常災害の発生時において、介護事業の提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 管理者は、職員に対し業務継続計画を説明し、周知をするとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- (2) 管理者は定期的に業務継続計画の見直しをおこない、必要に応じて法人業務継続担当者らと協議の上計画の変更をおこなう。

## 第7章 その他運営に関する留意事項

#### (職員の服務規律)

第17条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入居者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

#### (職員の体制と質の確保)

第18条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務体制を定める。

2. 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- ① 採用時研修 採用後1か月以内

② 継続研修 年1回

(職員の勤務条件)

第19条 職員の就業に関する事項は、別に定める就業規則による。

(職員の健康管理)

第20条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理・感染対策)

第21条 入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。また、感染症の予防・発生・拡大を防止するそれぞれの観点から、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに蔓延することができないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- (2) 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。また、鼠族、昆虫の定期駆除を行う。
- (3) 感染症の流行に備え、感染症対策マニュアルを作成し、職員の定期的な研修(6ヶ月に1回以上)をおこなう。また、マニュアルは定期的な見直しをおこなうとともに、厚生労働省や医師会、各種団体から新たな情報や対応策が示され次第改訂し、職員への周知をおこなう。
- (4) 感染症対策について、運営法人と協同して委員会を設置・開催をする。

(運営委員会)

第22条 管理者は、入居者の処遇の向上を図るため、所属法人職員をもって組織する各種運営委員会を開催し、認知症ケア、介護予防に資する知識や技術、災害対策、虐待防止、感染症対策及び避難訓練等について、月間及び年間の計画を立て、その効果的な遂行に努めなければならない。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第23条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、誓約書を交わす。また施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

2 関係医療機関、介護施設等に対して入居者に関する個人情報を提供する際には、あらかじめ文章により入居者または身元引受人の同意を得る。

(協力医療機関)

第24条 通院治療ならびに入院治療を必要とする入居者のために協力医療機関を定める。

① 篠ノ井総合病院

住所 長野市篠ノ井会661-1

TEL 026-292-2261

主な診療科目 内科、外科、整形外科、脳神経外科、循環器科

② クリニックコスモス長野

住所 長野市小島田町380  
TEL 026-285-2671  
主な慎重科目 内科 外科 リハビリテーション科  
③ 山岸歯科医院  
住所 長野市篠ノ井会234-3  
TEL 026-292-9282  
診療科目 歯科

(苦情処理)

- 第25条 入居者からの苦情に迅速かつ適正に対応するため、苦情相談窓口を設置するなど、必要な措置を講じる。
- 2 提供するサービスに関して、市町村から文書の提出、質問、紹介等の苦情に関する調査については速やかに対応する。また、市町村から指導、助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

- 第26条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県市町村及び、入居者の家族、身元引受人に連絡を行うと共に必要な措置を講じる。
- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(記録の整備)

- 第27条 従業員、設備、備品および会計に関する諸記録を整備する。
- 2 入居者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(入居後の居室移動等)

- 第28条 入居後に要介護状態の程度が変化したことによる、他の施設への移動は行わない。ただし、入居者の心身の状態、生活への適合状態等により、必要と判断した場合には主治医あるいは担当医の意見を踏まえた上で、居室移動又は他施設への移動を、入居者または身元引受人の同意の上、行うことがある。
- 2 居室の移動にあたっては、緊急の場合を除き、一定の観察期間を設けるものとする。
- 3 居室を移動した場合でも、家賃相当額である料金の変更はしない。
- 4 詳細については、重要事項説明書の内容を確認することとする。

(契約の解除、終了)

- 第29条 入居者の逝去をもって、契約の終了とする。ただし、入居者からの契約解除の申出があったとき、または施設からの契約解除の勧告があったときで、契約書第5章第34条の各項に合致する場合は、契約の終了とする。詳細については、契約書ならびに重要事項説明書にて確認をすることとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第30条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、個人情報の取り扱いについては、施設内に掲示する。

3 介護保険サービスに関する政省令及び通知並びに本管理運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、株式会社コスマスプラネット取締会において定めるものとする。

#### 付 則

この運営規程は、平成20年4月1日より施行する。  
この運営規定は、平成24年4月1日より施行する。  
この運営規定は、平成26年4月1日より施行する。  
この運営規定は、平成27年4月1日より施行する。  
この運営規定は、令和2年4月1日より施行する。  
この運営規定は、令和6年4月1日より施行する。  
この運営規定は、令和6年6月1日より施行する。  
この運営規定は、令和7年6月1日より施行する。